

茨木市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、電話機を用いた特殊詐欺による被害を未然に防止するため、特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）を、市民に貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「機器」とは、電話機に設置することにより、発信者に対して自動で警告メッセージを発し、通話内容を録音する機能を有するものをいう。

(貸与対象者)

第3 機器の貸与の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯に属するものとする。

(1) 高齢者（65歳以上の者をいう。以下「高齢者」という。）を含む世帯

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める世帯

(貸与の申込)

第4 機器の貸与を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、茨木市特殊詐欺対策機器貸与申込書（様式第1号）により、市長に申込しなければならない。

2 前項の規定による申込は、貸与を受けようとする者の親族その他市長が適切であると認める者が、貸与を受けようとする者に代わって行うことができる。

(貸与の決定及び通知)

第5 市長は、第4の申込があったときは、貸与の可否を決定し、茨木市特殊詐欺対策機器貸与・不貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(貸与内容及び条件)

第6 機器の貸与台数は、1世帯につき1台とし、貸与に係る費用は無料とする。

2 機器の貸与の期限は、第5の通知があった日から起算して6年間とする。

3 機器の貸与条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象者の属する世帯に設置された固定電話機以外の電話機で使用しないこと。

(2) 機器の設置は、対象者又はその親族その他市長が適切であると認める者（以下「被貸与者」という。）が行うこと。

- (3) 機器を接続することにより発生する光熱費等は、被貸与者が負担すること。
- (4) 被貸与者の故意又は過失により機器が故障若しくは亡失した場合は、被貸与者が修理若しくは再購入価格相当分を実費弁償すること。ただし、被貸与者の故意又は過失によらず機器が故障した場合は、メーカー保証の範囲内で市長が無償で修理又は交換するものとする。
- (5) 機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならないこと。

(変更事項の届出)

第7 被貸与者は、対象者の住所、氏名及び連絡先に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(被貸与者の管理)

第8 市長は、茨木市特殊詐欺対策機器貸与台帳（様式第3号）を作成し、被貸与者の住所、氏名等の情報を管理するものとする。

(機器の調査)

第9 市長は、必要があると認めるときは、機器の設置状況について必要な調査をすることができる。

(機器の無償譲渡)

第10 市長は、第6第2項に規定する貸与の期限の到来後、継続して機器の使用を希望する被貸与者に対して、当該機器を無償譲渡することができる。

(機器の返還等)

第11 使用は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与の決定を取り消し、機器を返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により貸与を受けたとき。
- (2) 第3に規定する対象者でなくなったとき。
- (3) 第6第3項第1号又は第5号に違反したとき。
- (4) 機器が不要になったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が貸与をすることが適当でないとしたとき。

2 被貸与者は、前項の規定により機器を返還するときは、自らの責任において、録音した通話のデータを消去しなければならない。

3 被貸与者は、機器を損傷し、又は亡失したときは、速やかに茨木市特殊詐欺対策機器損傷・亡失届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(免責)

第12 市は、取り付けた機器によって発生した事故等について、賠償の責任を負わないものとする。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、機器の貸与について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から実施する。

茨木市特殊詐欺対策機器貸与申込書

年 月 日

（宛先）茨木市長

特殊詐欺対策機器の貸与を受けたいので、茨木市特殊詐欺対策機器貸与事業実施要綱第4の規定により、次のとおり申込します。

なお、審査に必要な私及び同一世帯員に係る住民基本台帳の情報について、市が閲覧することに同意します。

使用者 (対象者)	確認事項の同意	<input type="checkbox"/> 申請にあたって裏面の事項を確認し、同意します。 ※ □に✓を入れてください。		
	機器を設置する住所	〒 茨木市		
	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年	月	日生
	連絡先	※機器設置電話番号 (自宅) 072- - -		
(携帯) - -				

■代理人申請（本人以外からの申請）の場合は、下記もご記入ください

代理人連絡先	住所	〒		
	ふりがな			
	氏名			
	連絡先電話番号			
	使用者との関係	親族（続柄 ）・ その他（ ）		

【確認事項】

- 特殊詐欺対策機器（以下「機器」という。）は、私自身の責任において大切に使用します。
- 機器接続により発生する光熱費等の費用全ては、私自身が負担します。
- 機器を、第三者へ譲渡や貸与をしません。
- 機器が故障、破損又は紛失したときは、速やかに茨木市へ届け出ます。
- この申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに茨木市へ届け出ます。
- 万一、私の故意又は過失等で機器を破損又は亡失したときは、実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
- 貸与の要件に該当しなくなったときや機器を利用しなくなったときは、速やかに機器を茨木市に返還します。
- 機器の効果測定のための茨木市が実施する調査に協力します。

【備考】

- ① 台数には限りがありますので、貸与することができない場合があります。
- ② この申込書は、市が貸与することを確約するものではありません。なお、申込後に、市で審査の上、貸与・不貸与を決定し、その旨を文書で通知します。

茨木市特殊詐欺対策機器貸与・不貸与決定通知書

(被貸与者) 様

茨木市長

年 月 日付けで申込のありました特殊詐欺対策機器の貸与について、茨木市特殊詐欺対策機器貸与実施要綱第5の規定により、次のとおり決定したので通知します。

貸与の可否	可 ・ 不可
被貸与者の 住所・氏名	
機器設置電話番号	
(不可の場合) 理 由	

特殊詐欺対策機器の貸与に伴う注意事項等

- ・機器は、上記の住所以外で使用してはならないこと。
- ・機器の設置は、被貸与者が行うものとする。
- ・機器を接続することにより発生する光熱費等は、被貸与者が負担すること。
- ・被貸与者の故意又は過失により機器が故障もしくは亡失した場合は、被貸与者が実費弁償をすること。ただし、被貸与者の負担すること。被貸与者の故意又は過失によらず機器が故障した場合は、メーカー保障の範囲内で市が無償で修理又は交換するものとする。
- ・機器をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならないこと。
- ・被貸与者は、住所、氏名及び連絡先に変更が生じたとき、又は機器の故障により使用できなくなったときは、その旨を市長に届けること。
- ・茨木市は、取り付けた機器によって発生した事故等について、賠償の責任を負わない。
- ・貸与期間は通知の日から6年間とし、貸与期間満了の1か月前までに特段の申出がない限り、貸与期間満了後は被貸与者に無償譲渡するものとする。

様式第4号（第11関係）

茨木市特殊詐欺対策機器（ 損傷 ・ 亡失 ）届

年 月 日

（宛先）茨木市長

被貸与者

住所_____

氏名_____

茨木市より貸与された詐欺電話対策機器を（ 損傷 ・ 亡失 ）しましたので、
下記のとおり届け出ます。

機器管理番号	
損傷・亡失日時	
損傷・亡失時の状況	
備 考	